

来レハコト多クケレハ白耳義銀行ヲ以テ模範トスヘキモノ
ナリト答ヘタリトイフ去レハ佛蘭西ニ於テ中央銀行表
動産抵当銀行ノ債券ヲ担保トスルヲ許スカ故ニ我亦
之ヲ許スヘシト説クハ必ラスシモ可ナリトスルヲ得サレ可
レ佛蘭西銀行ニ比シ十九世紀後半ノ初メニ設立セラルレ
タル白耳義銀行ノ其ノ創設新シク諸規定完備

明治 年 月 日

英大國銀行...
E 本 金 行

近之而シテ同行ニテ不動産抵当銀行ノ債券ヲ担保
トスルヲ許サ、ハ前ニイヒタル所ノ如シ然レモ独ニ帝國
銀行ハ千八百七十六年ニ開設セリシタルモノニテ有力
ナル中央銀行中最新ノモノナルカ之ニテ不動産抵当
銀行ノ債券ヲ担保トシテ貸付ヲ許ス以上ニ我日本銀行
ニテ之ヲ担保トシテ貸出ヲナスコト差支ナカニヘキナリ

明治 年 月 日

トノ論ヲナスモノアルヘキモ是レ前コイヘン如ク独乙帝國
銀行ニアリテハ兌換券発行ノ條記ハ手形及小切手ニ
限ヘトイフ他ニ嚴重ナル規定アルヲ思ハサシノ見ナリ此
イフ手形ハ無論眞正確實ナル商業手形ツイフモノ
ニテ担保付融通手形ノ如キモノヲ指スコアラサハ明ナ
レコトナリ一方ニ此ノ制限アルカ故ニ他方ニ貸付担保品

トノ論ヲナスモノアルヘキモ是レ前コイヘン如ク独乙帝國
銀行ニアリテハ兌換券発行ノ條記ハ手形及小切手ニ
限ヘトイフ他ニ嚴重ナル規定アルヲ思ハサシノ見ナリ此
イフ手形ハ無論眞正確實ナル商業手形ツイフモノ
ニテ担保付融通手形ノ如キモノヲ指スコアラサハ明ナ
レコトナリ一方ニ此ノ制限アルカ故ニ他方ニ貸付担保品

明治 年 月 日

後、之ヲ取リテ差支ナキコト、ナシモノニテス。制限ナキ
我邦、此例ヲ云々スルハ適切ナシ引証トハ認メ難ト思
ハシ。其他ノ諸國、ツキテハ財政ノ整理、経済ノ發達、イツモ
特ニ見ヘキモノアリ。アラス之ヲ模範トシテ議論スル
及ハサルコトナシ。

八、事新ニテ言フマテモナキコトナカラ中央銀行ノ發行スル兌換

明治 年 月 日

是レ第一ノ要件ナリ而シテ同時ニ時ノ經濟金融ノ
事情ニ應ジテ最モ自然ニ円滑ニ伸縮スルモノナラサ
〜ハカラス是レ第二ノ要件ナリ此等ノ要件ヲ具備スル
アラスレハ一國ノ貨幣制度ヲ的確ニ維持シ一國ノ金
融ヲ敏活ニ調理スルニ於テ欠クル所アルヲ免レサヘシ

明治 年 月 日

故、理想的之之ツイフトキハ兌換券発行ノ基礎ハ正貨
ト確實ナル商業手形トヲ以テスヘキモノナリ即チ正貨
準備發行以外ニ發行スル兌換券ハ之ヲ以テ確實ナル商
業手形ノ割引ノ之ヲ用キ其割引タル手形ヲ以テ
発行係証ニ供スヘキモノナリ嚴格ニイフトキハ國債ニ對
シテ發行シ國債ヲ以テ係証ニ充ツルコトスラモ兌換券

明治 年 月 日

ノ十分確實ニシテ伸縮自在ナルヲ望ム然ヨリ見レハ幾
何カ好マシカラスハナリトイフヘシ独乙帝國銀行ハ此
理想ヲ強ト全ク實現シタムモノナリ去レハ独乙帝國
銀行カ不動産抵當銀行ノ債券其他種々ノ債券株
券ヲ担保トシテ貸付ヲナスモ兌換券発行ニヨリテ得
ル資人主ハ毫ニ此等ノ方面ニ用ケラハコトナキモノナリ

明治 年 月 日

從ヒテ之カ為メ、兌換券ノ確實ヲ欠キ差クハ屈伸ヲ
妨クハ恐リ強ト之ナシトイフヲ得ヘキナリ

九、然レ氏我日本銀行ニアリテハ兌換券ノ発行係証ニ供シ
得ンモノハ商業手形ニ限ラレス從ヒテ勸業債券其他
株券債券ヲ担保トシテ貸出ストキハ其ノ貸出ヲ基礎
トシテ兌換券ヲ発行スルコトヲ止ムルコトヲ得ス公債

明治 年 月 日

ノ発行係託ニ供スルコトハ中央銀行發達ノ沿革上中
央銀行ノ設立ト相伴ヒテトイハレヨリハ寧ロ中央銀行設
立ノ原因トモナリタニ事項ナレハ幾分好マシカラストス
モ今日先ツ止ムヲ得サニモノト見ヘコトヲ得ヘシト虽此確
實ノ程度ニ於テ之ヨリ下リ屈伸ノ力ニ於テモ之ヨリ下
ニモノニ其範圍ヲ擴張スルハ兌換券制度上成ヘテ

明治 年 月 日

ケタキモノナニトモ白耳義銀行カ貸出担保ソ國債及
政府ノ係証了ん証券ニ限リ其他ノ債券株券特ニ不動
産抵當銀行ノ債券等ニ及ホサ、ハハ之カ為メナニト思
惟ス

十、然ラハ日本銀行ニモ其ノ兌換券ノ発行係証ニ独ニ帝

國銀行ノ如キ制限ヲ設クハト同時ニ同行ノ如ク種々ノ債券

明治 年 月 日

株券持、勸業債券ヲ担保トシテ貸付リナスコトヲ許ス
可トセスヤトノ論ニ生スヘシ現ニ獨乙帝國銀行ノ担保貸
付ル手形割引、比シ極メテ小額ノコトニテ資金ノ關係
上亦然ラザルヲ得サレバ獨乙ノ如ク條証ニ完全
ナル制限ヲ設クルヲ得ハ或ハ差支ナカニヘキモ我國ニ於テ
今テ日直ニ獨乙ノ如クニ嚴密ニ條証ヲ手形小切手ニ限ルヲ

明治 年 月 日

支那ノ銀行ノ手形ノ担保ノ其ノ一觀ニ於テ其ノ關係

明治 年 月 日

為し得へキコトナシカ疑問トイハサヘカラス差し之ヲナシ
得ストセハ白身義ノ制度ニ倣ヒタル規制度ヲ以テリトス
ヘキカ如し特ニ今テ日ハ株券債券特ニ勸業債券ヲ担保
トスルコトヲ許サシモ實際日本銀行カ金融ヲ調理スル
上ニ於テ格別何等故障ナキコトナシハ見込ニ品ノ範圍
ヲ擴張スルヨリハ寧ニ之ヲ全廢シ本則ニ復歸スヘキモノ

明治 年 月 日

ナニヘシ

十、尚又今日、於テ見返ラ品制度ヲ維持シ更ニ一步ヲ進メ之

ヲ擴張セシトスルカ如キ、株券債券等ノ有價証券ニ對

スル金融ヲ主タシ目的トスル日本興業銀行設立ノ精神

ヲ没却シ其ノ發展ヲ阻害スルノ嫌アルモノナリ日本

興業銀行ノ本來ノ目的ナドハ向テ所コアラストイハハ

明治 年 月 日

十二 尚又今日、計之見、品、儲蓄、事、計、更、一、事、之、事、

其マテノコトナレ氏同行ヲ特別銀行トシテ取扱フ以上ハ

此上ニモ相当ノ顧慮ヲ與ヘサヘカラスコトナレ

十二 勸業債券等ヲ見返品ニ加フコトニツキテハ以上述ヘタル如

クニ思惟スト虽此一万一見返品擴張ノコト、ナリ勸業債

券等ヲ之ニ加ヘラルコトモアラレカ其場合、於テハ左

ノ事項ハ極メテ必要ノコトナリ

明治 年 月 日

一 兌換券ノ係託ニ嚴密ナル制限ヲ置クコト確實ナル商
業手形及小切手ニ限ルコトヲ希望スルモ目下ノ事情之
ヲ為スコトヲ得サルヘケレハ確實ナル商業手形及小切
手以外ニテハ國債ノミニ限ルコト

二 右ノ如クスルニヨリ兌換券ヲ發行シテ此等ノ担保貸出
ヲナスコトヲ得サルコト、ナルヲ以テ之ニ用弁ル資金ニ

明治 年 月 日

自ら限定せしめざるを得ず従て担保附貸出ノ利率

ハ商業手形ノ利率ヨリモ判然高位ニ置キ以テ此

等貸出ノ適當ノ制限スルコト

(三) 前項ノ目的ヲ兼テ又安全ヲ因ニ為メ担保價格ヲ

判然低位ニ定メ置クヘキコト

(四) 勸業債券等ヲ見返ルル品ニ加フヘキヲ取引所ニ

明治 年 月 日

於テ價格ヲ餘リ低下セシムコトナク何時ニテモ相

当多額ニ一時ニ賣却ニ得ルコトヲ確メタ後ニスレ

キモノナニコト勿論ノコトナニコト

十三 繰返シテイフマテモナキコトナカク兌換制度ノ如何ニ國家

經濟上重大ナル關係ヲ有スルモノナリ特ニ我邦ノ如

ク本位硬貨ニ強ト通用ヲ見ス民間ニ使用セラル本

明治 年 月 日

位貨ハ唯兌換券カノミナシ場合ニアリテハ兌換制度ハ

確實ナシカ上ニモ確實ニ完全ナシカ上ニモ完全ナラズ

コトヲ求メサルヘカラス去レハ中央銀行ニ関スル施設

ニツキテモ先此點ニ十令ノ注意ヲサシムヘカラス勸

業債券等ヲ担保トスルコトヲ許スヤ否ニツキテモ

此點ニツキ十令ノ顧慮ヲナシタニ後ニサシムキモノ

明治 年 月 日



明治 年 月 日

ナルハト信々

新編 十ノカト、ナ 新編 一ノ全十ノカト、ナ 新編 一ノ全十ノカト

E 本 録 行

14

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

Handwritten markings on the left margin, possibly including the characters '二', 'ノ', '取', and '上'.

日本銀行

日本銀行
附
録
第
二
編
支
出
簿
第
一
卷

困倦度案ニ関ス調査

執手ヲ

玉庫全簿上ノ関係

四月十日前後ニ玉庫ハ四子地方萬國内外ノ剩
餘之権之在ニ四月中ニ於テ子萬國ニ戻ル
ナラ好都合ナリトナスコトナリ

私云 同月之通一ニ剩者有月区剩ヲ生カ
餘ナ

ル私大蔵省御方ニ在リテ萬國内ニ修印ノ下位定
ルハ四月末迄ニ必要ノ全部ノ修印スル差引

八百萬圓ノ事トモトモ此ノ時ニ請求ス

ル、一冊とスルハ金銀上ニハ其志支障ニナシ

二、西河市價及新書

山崎就、四月廿二日、信吾、録高月、其、
己、取、下、五、前、後、之、知、子、高、月、信、吾、行、
信、格、行、打、及、信、道、之、弟、ト、シ、後、更、之、得、ト、シ、
考、此、儀、之、録、高、月、之、所、未、付、及、多、配、ハ、由、信、勝、是

上、把、再、友、之、志、ヤ、ト、考、一、言、信、来、ハ、後、由、信、の、録
道、買、収、之、結、果、考、リ、モ、ル、ト、シ、念、意、ガ、人、事、
南、シ、名、多、拉、例、モ、シ、モ、早、亮、由、河、和、本、整

理、東、カ、村、之、志、セ、リ、カ、リ、シ、
あ、り、
理、東、カ、村、之、志、セ、リ、カ、リ、シ、
あ、り、

考
...
上
道
...

理軍の橋をせりさりにて其の固よりして今ヤ

云何整理堂の、福を就年殊に望む所は是云

頃、考り、其の餘に定むるし未考を余に打

切らり、其の及、考り、其の餘に定むるし未考を余に打

をトトリ、其の及、考り、其の餘に定むるし未考を余に打

ントを、其の及、考り、其の餘に定むるし未考を余に打

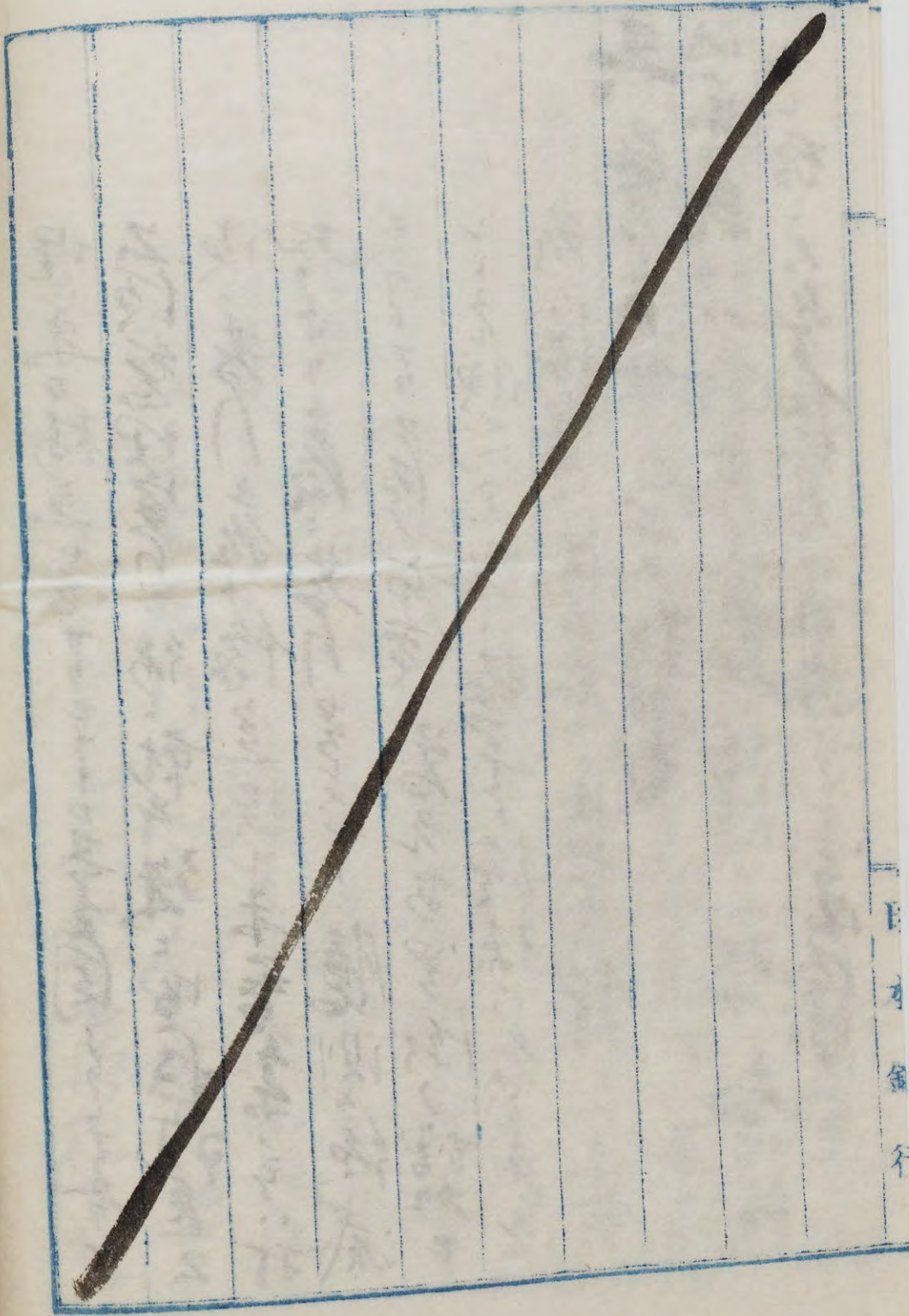
其の及、考り、其の餘に定むるし未考を余に打

三、其の及、考り、其の餘に定むるし未考を余に打

以、其の及、考り、其の餘に定むるし未考を余に打

之、其の及、考り、其の餘に定むるし未考を余に打

Handwritten text in the left margin, likely bleed-through from the reverse side of the page. The characters are in cursive and include terms such as "増加" (increase) and "減少" (decrease).



目録
金
行

行フトセバ 税金を増加すれば得半比と為るは
金匱の要、若しセザル限り銀の業者は欲中セ
ルべし加之及一層後慢ノ交ラ高ルニ於テ、彼
等ハ必後慢(家)ノ時後直キヲ得ズト批難を云ハ
シ而シテ全額ノ大料少ニ四月之際リテ一層後慢ナ
ルベシト批難多ク、取コト後慢(家)ニシテ大率者海客
ノ増費ニ付フトキ、教テ批難スルヲナカルヤモ、必後慢
(家)ノ海客(家)ト九續キテ行ケル、片ニ或ク少シ、批難
ヲ抑メシトイフモ、奇

私考 以批難ニ全指トスナリ、其決論モ亦同

然しては右端ハ二段ノ分チテ考フ事カ即チ一ニ
 有証者カ償還下西債償還ト共ニ行フ場合
 二) 前者ヲ擔者ニテ西債償還ヲ行フ場合(三) 大
 意者有証者カ現状ノ通リ特種ニテ西債償還
 之ヲ行フ場合(四) 幸詢解説(一) 二) 三) 四) 五) 六) 七) 八) 九) 十) 十一) 十二) 十三) 十四) 十五) 十六) 十七) 十八) 十九) 二十) 二十一) 二十二) 二十三) 二十四) 二十五) 二十六) 二十七) 二十八) 二十九) 三十) 三十一) 三十二) 三十三) 三十四) 三十五) 三十六) 三十七) 三十八) 三十九) 四十) 四十一) 四十二) 四十三) 四十四) 四十五) 四十六) 四十七) 四十八) 四十九) 五十) 五十一) 五十二) 五十三) 五十四) 五十五) 五十六) 五十七) 五十八) 五十九) 六十) 六十一) 六十二) 六十三) 六十四) 六十五) 六十六) 六十七) 六十八) 六十九) 七十) 七十一) 七十二) 七十三) 七十四) 七十五) 七十六) 七十七) 七十八) 七十九) 八十) 八十一) 八十二) 八十三) 八十四) 八十五) 八十六) 八十七) 八十八) 八十九) 九十) 九十一) 九十二) 九十三) 九十四) 九十五) 九十六) 九十七) 九十八) 九十九) 一百)

四、西債全運用方法

以高ニ関スル積ノ福計ハ四月ニ西債利息萬月ヲ
 償還スルトスルモ多クモ其ハ割位ノ同月中ニ行ケラ
 ル、一ノチ前例モアバ一時ノ利息萬金都準備スルノ

論及之に...

四、五種全運用方法

此点之関を特稿ノ福致ハ四月ニ至極ルモ五月ヲ
僞果トスルモ多クモ其ハ割位ノ同月中旬ニ行ケラ
...

必要トシテ月中旬ニ通シテ則チ七月萬圓ノ割利

於チ五五萬圓由チ割利見ルモ五萬ノ

金繰上リ三月廿七日迄有證方由チ

五萬圓月々返還スルコトモ一先繰替増設

ニ銀ノ業者ノ共認ニ銀ノ業者ノ危險ニ放資

ヲ誘致スル禁四財政策ガ子整一トシ批難尋

ク選先ル得ズルモ純ニ大極有証券ラ全部

維持スルコトヲ如ク萬圓ノ山行借還ヲ行フモ

亦五萬圓ノ割利金ヲ生スルノ憂懸ル

先トシテ廢ルルニ三月廿七日迄有證方由チ

三月四日入りて為替金面取り先年日本銀行
研者ノ莫債約三万五千萬磅ラ買上ケ且何處
還又ハ先年ノ支拂元トキ為替現立金ノ不足
場合ニ百万五千ト其賣戻スラトセバ為替割
金ハ少額止マレトキ

本行

本行ノ為替少ク照暗シテ大為有証券

ラ全部切替ナリハ照暗シ且何處買上ケ表
置
キ
玉
庫
理
立
金
ノ不足元
為
替
金
買
上
ケ
ト
イ
フ
ニ
力

本論の論議

今全部切て方々、明を以て、
言の言及、其論旨、
其の言及、其論旨、
其の言及、其論旨、

其の言及、其論旨、
其の言及、其論旨、
其の言及、其論旨、

其の言及、其論旨、
其の言及、其論旨、
其の言及、其論旨、

或、今後、
元、理、全、石、是、元、
孰、し、之、謂、之、
及、ボ、ス、新、江、名、
大、致、有、征、義、
徳、徳、道、
ル、件、ハ、米、
ナ、リ、金、
徳、ハ、
ニ、保、ハ、

元、理、全、石、是、元、
孰、し、之、謂、之、
及、ボ、ス、新、江、名、
大、致、有、征、義、
徳、徳、道、
ル、件、ハ、米、
ナ、リ、金、
徳、ハ、
ニ、保、ハ、

元、理、全、石、是、元、
孰、し、之、謂、之、
及、ボ、ス、新、江、名、
大、致、有、征、義、
徳、徳、道、
ル、件、ハ、米、
ナ、リ、金、
徳、ハ、
ニ、保、ハ、

元、理、全、石、是、元、
孰、し、之、謂、之、
及、ボ、ス、新、江、名、
大、致、有、征、義、
徳、徳、道、
ル、件、ハ、米、
ナ、リ、金、
徳、ハ、
ニ、保、ハ、

元、理、全、石、是、元、
孰、し、之、謂、之、
及、ボ、ス、新、江、名、
大、致、有、征、義、
徳、徳、道、
ル、件、ハ、米、
ナ、リ、金、
徳、ハ、
ニ、保、ハ、

元、理、全、石、是、元、
孰、し、之、謂、之、
及、ボ、ス、新、江、名、
大、致、有、征、義、
徳、徳、道、
ル、件、ハ、米、
ナ、リ、金、
徳、ハ、
ニ、保、ハ、

元、理、全、石、是、元、
孰、し、之、謂、之、
及、ボ、ス、新、江、名、
大、致、有、征、義、
徳、徳、道、
ル、件、ハ、米、
ナ、リ、金、
徳、ハ、
ニ、保、ハ、

元、理、全、石、是、元、
孰、し、之、謂、之、
及、ボ、ス、新、江、名、
大、致、有、征、義、
徳、徳、道、
ル、件、ハ、米、
ナ、リ、金、
徳、ハ、
ニ、保、ハ、

元、理、全、石、是、元、
孰、し、之、謂、之、
及、ボ、ス、新、江、名、
大、致、有、征、義、
徳、徳、道、
ル、件、ハ、米、
ナ、リ、金、
徳、ハ、
ニ、保、ハ、

元、理、全、石、是、元、
孰、し、之、謂、之、
及、ボ、ス、新、江、名、
大、致、有、征、義、
徳、徳、道、
ル、件、ハ、米、
ナ、リ、金、
徳、ハ、
ニ、保、ハ、

化セ不後漫ノ意ヲ加フルニ於テハ
 時機ヲ得ズトシテ非難アルト
 一政セザルカ如ク私カニ思フニ
 和言西陣をノ陣用上ニ支障アリ
 二及ボス程江岸ヲ岸小ナクム
 三及ボス程江岸ヲ岸小ナクム

一 大和府内江岸ヲ岸小ナクム

二 西河内江岸ヲ岸小ナクム

撰テ

三 西河内江岸ヲ岸小ナクム

一

い大雅者

二馬面遠道
...今や
...
...
...

撰りてし

三紙巻を...
...
...

ツ実りせうル...
...
...
...
...

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

明治二十九年六月
 日本銀行

秘

15

國債ニ關スル意見

對本國之貨物
 謂之曰國貨
 對於外國之貨物
 謂之曰外國貨
 國貨之利權
 在於國內
 外國貨之利權
 在於國外
 故欲求國貨之發達
 必先求利權之收回
 利權之收回
 莫如銀行
 銀行之利權
 在於匯兌
 故欲求銀行之發達
 必先求匯兌之收回
 匯兌之收回
 莫如銀行
 銀行之利權
 在於匯兌
 故欲求銀行之發達
 必先求匯兌之收回
 匯兌之收回
 莫如銀行

國貨之利權在於國內

國債ニ關スル意見

國債償還ニ關スル根本的大政策ハ既ニ確定セラレタリ然レトモ萬事ハ此ニ終ヲ告ケタルニアラズ其信用聲價ヲ益々發展伸張セシメテ根本的大政策ノ遂行ヲ幫助シ帝國財務ノ運用ニ對シ圓滿無碍ノ妙用アラシムルハ今日ノ急務ト謂ハザルベカラズ 鑛藏ヲ以テ之ヲ見ルニ其途凡ソ三アリ

- 一帝國々内ニ於ケル國債信用力ノ増加
 - 一國內ニ於ケル國債吸收力ノ開發
 - 一國債疏通力ノ擴張是也
- 以下簡單ニ之ガ解説ヲ試ミントス

第一 帝國々内ニ於ケル國債

信用力ノ増加

政府ニ於ケル國債待遇法ニ就テハ既ニ屢々改
善セラレタルモ各般ノ方面ヨリ觀察シテ尚ホ
其待遇法ヲ改善シ其信用力ヲ増加セシムル方
法頗ル多シ、左ニ之レヲ開陳セント欲ス
一 國債ニ關スル日本銀行ノ擔保價格ヲ額面ニ

引上げシムル事

帝國最高銀行タル日本銀行が其貸出担保タ
ル國債ニ對シ常ニ時價以下ノ安値ヲ以テ其
担保價格ト定ムルハ今日ノ状態ナルモコトハ
帝國最強ノ證券タル國債ヲ優待スルノ道ニ

引上ゲシムル事

帝國最高銀行タル日本銀行が其貸出担保タル國債ニ對シ常ニ時價以下ノ安値ヲ以テ其担保價格ト定ムルハ今日ノ狀態ナルモコトハ帝國最強ノ證券タル國債ヲ優待スルノ道ニ

非ス須ラク額面價格ヲ以テ其担保價格タラシムルノ要アリ或ハ日本銀行モ亦一ノ營利法人ナレハ自衛上其反對説アランモ今日日本銀行が取引シツ、アルハ帝國一流ノ銀行ニ止マリ其數僅カニ二十ニ足ラズ而モ昨年恐慌ノ際ニアリテスラ其全体ニ對スル國債担保ノ貸出ハ極メテ僅少ニ過ギザリシト聞ク之等優等ノ銀行が僅カノ貸借關係ニ於テ其信用ヲ犠牲ニシテマデモ擔保流ヲ出スベキ事ノ萬々無之ハ勿論仮令一朝不幸擔保流ノ生シタラン場合ニ於テハ政府ハ國債整理基金ヲ以テ買上償還セラル、事今日他、政

府保證金代用トシテ國債ヲ供托セシメラル
ル場合ト同様ノ例ヲ適用セラル、コト、ナ
ラバ日本銀行ノ營業上ニ累ヲ及ボスコト無
キノミナラス國債整理基金ニモ大ナル影響
アリトシモ思ヘス寔ニ國債信用力増加ノ方
法トシテ今日最上ノ制度之ヲ措テ他ニ多ク
アルベカラズト信ス

ニ地方公共團體ニ保證金代用トシテ納ムル國

債ヲ額面ニ計算セシムル事

中央政府ニ於ケル國債ノ待遇法ハ大ニ改
善セラレ今日其美果ヲ收メツ、アレドモ地
方公共團體ニ於ケル國債ノ取扱振ハ今尚ホ

二地方公共團體ニ保證金代用トシテ納ムル國
債ヲ額面ニ計算セシムル事

中央政府ニ於ケル國債ノ待遇法ハ大ヒニ改
善セラレ今日其美果ヲ收メツ、アレドモ地
方公共團體ニ於ケル國債ノ取扱ハ尙ホ

曩日ノ遺習ヲ墨守シ國債ヲ見ルコト他ノ劣
等ナル証券ヲ見ルト多ク軒輕アルヲ知ラス
之ヲ以テ其保證金代用トシテ納ムル計算方
法ノ如キモ常ニ市價ヨリ二割ヲ割引シツ、
アリ今日各地方ニ於ケル政務其他ノ關係ヨ
リ人民が保證金トシテ府縣郡市ニ豫納スル
金額ハ之ヲ中央政府ニ納ムルモノニ比シテ
多ク讓ラズ今之が為ニ政府ヨリ訓令ヲ發
布セラレテ各地方團體ニ於ケル保證金代用
ノ國債代用計算ヲ額面ニ上ホスベキヲ以テ
セラル、ニ至ラバ其國債ノ信用力ヲ増加ス
ルノ美果ヲ收ムベキコト曾テ中央政府ニ於

ケル保證金代用取扱方法ヲ改善セラレタル
ニ比シテ優ルアルモ劣ルコトナシ蓋シ國債
ニ關スル智識ノ薄キ地方農民ヲシテ國債ノ
有利確實ナル放資物タルヲ知ラシムルノ機
會ハ此ニ於テ益々増加スベク亦之レ一種ノ
疏通方法トモナルヲ得ベケン

三國債ニ對スル貸出利率ハ最高年五分ヲ超過
セシムヘカラサル事

最強ノ担保物タル國債貸出ニ對シ日本銀行
ヲ制限シテ利率年五分以下ニセシムル事ハ
最モ急要ノ事ト信ス

四公債種類ノ統一ヲ計ラレタキ事

セシムヘカラサル事
五五分ヲ起過

最強ノ担保物タル國債貸出ニ對シ日本銀行

ヲ制限シテ利率年五分以下ニセシムル事ハ

最モ急要ノ事ト信ス
四 公債種類ノ統一ヲ計ルル事

同一五分利附公債ニシテ今日ノ如ク種々ノ

名目アルハ其市價ノ混乱ヲ招キ易クシテ内

外ニ向ツテ其信用ヲ高ムル所以ニアラズ從

ツテ其現在額ノ少ナキモノヨリ順次償却ノ

歩ヲ進メテ名目ヲ統理畫一シ紙幣同様ノ機

能ヲ發揮セシムル事最モ急務ナリト信ス

五 諸會社銀行所有公債ノ見積價格ヲ凡テ額面

ニ統一セラレタキ事

諸會社銀行所有ノ公債中獨リ特別五分利公

債及煙草國庫債券ニ限リ其發行價格ヲ以テ

賤産上ニ見積リ得ルノ特典アルハ其發行當

時ノ事情ニ基ツキシコトナランモ公債整理

策ノ着々進行シテ其効果ノ顯然現ハル、ニ
至リシ今日ニ於テ右ノ如キ特別ノ取扱ヲ為
ス必要無之ノミナラス如此キ特別ノ待遇ハ
公債ノ整理統一ヲ計ラレントスル御趣意ニ
モ反スルコトナレバ凡テ是等ノ特別待遇ヲ
撤去シ凡テノ國債ニ對シテ財産見積上ノ價
格ヲ額面ヲ以テ計算シ得ルコトニ統一スル
ハ國債ノ信用ヲ増加シ其疏通ヲ圓滑ニスル
上ニ於テ尤モ緊要ノ事タリ或ハ之ガ為ノニ
公債市價ノ額面ヲ下レル場合ニ於テ其所有
者タル銀行會社ノ財産ヲ薄弱ナラシムルノ
傾向免レズトノ批難アランモ其危險ノ程度

上ニ於テ尤モ緊要ノ事タリ或ハ之ガ為ノニ
公債市價ノ額面ヲ下レル場合ニ於テ其所有
者タル銀行會社ノ財産ヲ薄弱ナラシムルノ
傾向免レズトノ批難ヲランモ其危險ノ程度

ハ銀行會社ガ他ノ有價證券若クハ現金ヲ所
有シテ種々ナル情實ニ纏綿セラレテ其處分
ヲ誤マリ醜態ヲ社會ニ曝露スルノ危險ニ比
シテ寧口甚ダ僅少ナルベシ即ケ如此シテ公
債所有ヲ獎勵スルノ結果ハ銀行會社監督上
ニ甚ダ利便ヲ加フルモノトイフベ
シ

第二、國債吸収力ノ増加ヲ 計ル事

詳細周密ナル調査ハ今 鑛藏ノ成シ能ハサル所
ナルモ我國ノ富力ハ以テ國債ノ新需要ヲ喚起
セシムル事甚ダ難カラズ今日國民ノ富力ニ比

シテ國債吸收力ノ尠キハ要スルニ其途開ケサ
ルニヨルモノニシテ乃ケ左ニ之ガ説ヲ立ツ

一、貯蓄銀行ノ資産預ケ金全部ヲ以テ國債ヲ所

有セシムル事

現在全國ノ貯蓄銀行ニ於ケル資産中預ケ金

一千九百万円、貸出金九百五十万円及有價

證券所有高三千五百七十四万円アリトス此

ノ有價證券中ノ一千九百六十万円丈ケハ責

任積立金トシテ國債ニ放下サレアレハ残額

一千六百十四万円ト前二者ト併セテ四千四

百六十万円ハ之ヲ舉ケテ國債ニ振向ケシム

ルユト肝要ナリ蓋シ貯蓄銀行ガ細民ノ零碎

有價證券中ノ一千九百六十万円丈ケハ責
任積立金トシテ國債ニ放下サレアレハ残額
一千六百十四万円ト前二者ト併セテ四千四
百六十万円ハ之ヲ舉ケテ國債ニ振向ケシム
ルコト行要ナリ蓋シ特蓄銀行ノ細民ノ取
碎

ナル資金ヲ吸收シ管理運用スル上ニ於テ注
意戒慎ヲ要スルハ去フ迄モナク單ニ利廻ノ
高キヲ見テ變動極リナキ株券ニ放資シ或ハ
臨機回收ノ困難ナル不動産ニ資金ヲ固定セ
シムル如キハ切ニ戒シムヘク從テ其預ケ金
貸付金及國債以外ノ所有有價證券ヲ全然國
債ノ放資ニ振リ向ケシムルモ何人モ之ヲ異
トセサルノミナラス今日ニ於ケル貯蓄銀行
改善上ノ一急務トシテ社會ノ歡迎スルコト
疑ナシ

二、保險會社ノ資産積立金ヲ全部國債ニ振リ向
ケシムル事

合ハ必ス國債ヲ擔保ニ供セシムル事トスル
 毛亦可ナリ、斯クテ全國ノ保險會社ノ資産
 積立金等ヨリ得ヘキ國債ノ新吸收力左ノ如
 シ

生命保險ニ十八會社ノ資産合計

銀行預金 七百七十七万四

貸付金 八百六十七万四

有價證券 二千百六十万四

ろ、各種損害保險十七會社ノ合計

銀行預金 八百六十一万四

貸付金 二百三十一万四

有價證券 千四百〇一万四

右表ニ示ス如ク其預金及貸付金全部ヲ國債

ニ振向ケシムル事トセバ生命保險側ニ於テ

千六百四十五万四其ノ他ノ保險側ニ於テ千

九百二万四、合計二千七百三十七万四ノ國

債新吸收力ヲ得ヘシ

更ラニ前記有價證券中ニハ不安ノ株券債券
ノ多数ニ包含セラレアル事明ナルヲ以テ之
等ヲ悉ク國債ニ兼換ヘシムルコト必要ナレ
ハ此分マタ多大ノ額ニ上ルヘク彼是合シテ
現在保險會社ヨリ約五千万圓ノ國債新需要
ヲ促サシムル事ヲ得ヘシ、而シテ之レ尤モ
急務ナリト信ズ

三、株式取引所ノ資産ヲ國債ニ振向ケシムル事
多数賣買者ノ損害ヲ擔保シツ、アル取引所
ノ責任ハ決シテ輕カラズ曩ニ東京米穀取引
所ガ米穀買占運動ノ波動ヲ受ケテ久シク紛
騷ヲ重ネタリシ事蹟ハ明カニ株式組織取引

三 株式取引所ノ資産ヲ國債ニ振向ケシムル事
多敷賣買者ノ損害ヲ擔保シツ、アル取引所
ノ責任ハ決シテ輕カラズ曩ニ東京米穀取引
所ガ米穀買占運動ノ波動ヲ受ケテ久シク紛
糾ヲ重ネタリシ事蹟ハ明クニ株式組織取引

所ニ於ケル担保責任ノ重大ナルヲ示セル好
標本トイフベシ而シテ此ノ如キ危険ヲ万一
ニ防ギ取引所ヲシテ其本能ヲ發揚セシムル
爲メニハ常ニ其財産ノ保存行為ヲ全フセシ
ムルノ監督必要也試ミニ東京株式取引所ニ
於ケル資産状態ヲ察スルニ拂込資本金八百
万圓中ノ過半数ハ預金トシテ二三銀行ノ庫
中ニ在リ就中當座預金トシテ三百余万圓ノ
大額ヲ算スル如キハ甚ダ心得難キ事態ニシ
テ取引所ニ對シ常ニ兎角ノ風説ヲ絶タザル
ハ此ノ如キ巨額ノ銀行預金ヲ擁シテ其運用
ノ動モスレハ危険ノ地ニ陥リ易キ傾向アル

ヲ以テ也元來取引所ニハ平常此ノ如キ巨大
ノ當座預金ヲ有スルノ必要ナク只單ニ賣買
仲買人ニ受授スベキ或程度ノ預金ヲ有スレ
バ足ルノミ且ツ其預托銀行ノ如キモ必ズシ
モ第一流ノ銀行ヲ選定セルニアラザルヲ以
テ財界波瀾紛起ノ場合ニハ往々ニシテ預托
銀行ノ關係ヨリ取引所ニ累ヲ及ボス危険十
キヲ得ズ甚ダ不安心ノユトハ去ハザルベカ
ラズサレバ主務省ハ之ガ監督上ノ責任ヲ全
フスル爲メ現在株式取引所ニ於ケル資産中
仲買人ヨリ預納シタル證據金現金ノ他ハ悉
ク之ヲ國債ニ振向ケシメ尚ホ且ツ中央市場

キヲ得ズ甚ダ不安心ノコト、去ハザルベカラズサレバ主務省ハ之ガ監督上ノ責任ヲ全フスル爲メ現在株式取引所ニ於ケル資産中仲買人ヨリ預納シタル證據金現金、他ハ悉ク之ヲ國債ニ振向ケシムル尙ホ且ツ中央市場

タル東京株式取引所ニ對シテハ其未拂込資本四百万円モ之ヲ今日ニ拂込マシメテ國債ニ振替ヘ之ヲ日本銀行ニ供托セシムルコトトスルハ唯ニ國債ノ吸收力ヲ増加スルノミニ止マラズ取引所ノ監督上緊急ノ要務ナリトセザルベカラズ

四、全國ノ郵便局ニ對シ國債利札ノ支拂ヲ代理セシムル事

我國民ノ富力ノ優レタル割合ニ國債吸收力ノ甚キ所以ハ地方ニ於ケル其利子受取上ニ不便ナル手教ナル事其一因タル事疑ナシ今全國ノ郵便局ヲ利用シテ凡テ國債ノ利子

支拂ヲ代理處辦セシムル新制ヲ設クルコト
ハ地方ノ貯蓄者ヲシテ國債所有ヲ歡迎セシ
ムル一良法トナルベク其他一般ニ其利便ヲ
感ズルコト、ナラン

五、全國ノ銀行ニ營業用トシテ國債ヲ所有セシ
ムル事

コハ後ニ述フル銀行國債新業務開始、準備
トシテ各其拂込資本ノ約一割ヲ國債所有ニ
振向ケシムルトキハ新夕ニ約二千三百万円
ノ國債吸收力ヲ得ヘシ
即チ特殊銀行ノ拂込資本一億千三百万円及
普通銀行ノ拂込資本一億千六百万円ニ對ス

以上各項ノ實行セシメテ國債ノ發行力多ク疑ナク
新吸收力生シテ國債ノ發行力多ク疑ナク

トシテ各其拂込資本ノ約一割ヲ國債所有ニ
振向ケシムルトキハ新夕ニ約二千三百万円
ノ國債吸收力ヲ得ハシ
即チ特殊銀行ノ拂込資本一億千三百万円及
普通銀行ノ拂込資本一億千三百万円及

ル一割ヲ見タルナリ
以上各項ノ實行セラル、事トナラバ偉大ナル
國債ノ新吸收力生シ國債ノ市價自カラ振起シ
額面以上ニ到達スルコト多ク疑フノ要ナシト
信ス

第三 國債疏通力ノ擴張

國債疏通力ヲ擴張發達セシムル方法トシテハ
左ノ三要件ノ實行最モ必要ナリ
一、全國銀行ヲシテ國債為替ヲ開始セシムル事、
國債為替トハ各銀行間又一銀行ノ本店支店
代理店等ノ間ニ於テ國債ノ賣買約定ニ對シ
現品若クハ代金ノ輸送以前ニテモ一方ノ指

圖アラハ同等ノ金品ヲ以テ其交換ヲ代辦セ
シメ以テ其取引ノ敏活ヲ計ラシムルヲ指ス
即チ電報一信アレハ如何ニ遠隔地ト雖モ直
ニ國債ノ賣買交換完了シ其取引ノ円滑ヲ來
ス事今日ノ貨幣ノ取扱ニ異ナラス

二、國債為替ノ日歩ハ嚴重ニ一定セシムル事

國債為替ニ對スル日歩ノ一定トハ蓋シ國債
ノ物タル確實間遠ナキ證券ナルヲ以テ其取
扱ニ危険ヲ伴ハザルハ去フマデモナシ、從
テ其取扱日歩ノ如キモ比較的日歩ニ一定セ
シムルモ苦情アルベカラズ而シテコノ日歩
ノ一定ヨリ生スル疏通力ノ増加亦疑フベカ

三、疏通機關ノ活用
公債ノ現物市場ヲ獨立セシメ中央金庫及諸
ル爲ニ設立シテ國債整理局、中央金庫、市場ノ情
託會社、託部等ト相聯絡シテ國債整理局、中央金庫、市場ノ情
託會社、託部等ト相聯絡シテ國債整理局、中央金庫、市場ノ情

ノ物タル確實間透ナキ證券ナルヲ以テ其取
扱ニ危険ヲ伴ハザルハ去フマデモナシ、從
テ其取扱日歩ノ如キモ比較的の低歩ニ一定セ
シムルモ苦情アルベカラズ而シテコノ日歩

ラズ

三、疏通機關ノ活用

公債ノ乱高下ヲ防ギ其疏通ヲ円満ナラシム
ル為メニ現物市場ヲ獨立セシメ并ニ證券信
託會社ヲ設立シテ國債整理局、中央金庫及諸
銀行ノ信託部等ト相聯絡シテ國債市場ノ情
況ニ應ジ臨機ノ處置ヲ採ラシムル計畫ハ不
肖昔年ノ宿論ナルモ之ガ實行ニ就テハ種々
ノ事情アリテ急設シ得ルノ見込ナシ之ヲ以
テ不肖ハ宿論ヲ宿論トシテ其實行ハ他日ヲ
期シ差當リ其レニ似通フタル機關ヲ利用シ
内外ノ狀況ニ應ジテ公債市價ヲ平準シ其ノ

疏通ヲ敏活ナラシムル策ヲ講ズルハ取引所
制度組織ノ不完全ナル今日ニ於テ最モ急務
ナルベシト存ズ

以上各項ニシテ幸ヒニ實行セラル、ニ至ラバ
我國債ノ聲價ハ自ラ昂マリ國債ノ歡迎ハ四面
ヨリ續々興起シ來リ今日残存セル内外二十有
余億万円ノ國債ハ為ノニ其甚キヲ嘆セラル、
ノ日來ランコト必セリ、事茲ニ至ラバ内外債
ノ借換ハ殆ト又ヲ向ケスニテ解クヲ得ン、要
ハ先ヅ外ニ於ケル信用ヲ騰カメ疏通カヲ円滑
ニシ其吸収カヲ旺シニスルニ在リ、其本充分
ニ立タスニシテ信ヲ遠キ海外ニ博セント欲スル

ノ日來ラシコト必セリ、事茲ニ至ラバ内外債
ノ借換ハ殆ト又ヲ向ケスシテ解クヲ得ン、要
ハ先ヅ内ニ於ケル信用ヲ騰カメ疏通カヲ回滑
ニシ其吸収カヲ旺ンニスルニ在リ、其本充分

ハ聊カ冠履顛倒ノ趣無キヲ得ンヤ

明治四十二年十二月

是說... 大... 新... 可... 此... 一... 二... 三... 四... 五... 六... 七... 八... 九... 十... 十一... 十二... 十三... 十四... 十五... 十六... 十七... 十八... 十九... 二十... 二十一... 二十二... 二十三... 二十四... 二十五... 二十六... 二十七... 二十八... 二十九... 三十... 三十一... 三十二... 三十三... 三十四... 三十五... 三十六... 三十七... 三十八... 三十九... 四十... 四十一... 四十二... 四十三... 四十四... 四十五... 四十六... 四十七... 四十八... 四十九... 五十... 五十一... 五十二... 五十三... 五十四... 五十五... 五十六... 五十七... 五十八... 五十九... 六十... 六十一... 六十二... 六十三... 六十四... 六十五... 六十六... 六十七... 六十八... 六十九... 七十... 七十一... 七十二... 七十三... 七十四... 七十五... 七十六... 七十七... 七十八... 七十九... 八十... 八十一... 八十二... 八十三... 八十四... 八十五... 八十六... 八十七... 八十八... 八十九... 九十... 九十一... 九十二... 九十三... 九十四... 九十五... 九十六... 九十七... 九十八... 九十九... 一百...





